

○筑西市自主防災組織認定要綱

平成26年5月9日
市告示第65号

(目的)

第1条 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条第2項及び第42条に基づく筑西市地域防災計画に規定する自主防災組織（以下「自主防災組織」という。）を認定することについて必要な事項を定め、もって市民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災活動の推進を図ることを目的とする。

(認定の基準)

第2条 市長は、次条による申込のあった自治会等が次の各号のいずれにも該当する場合は、自主防災組織として認定するものとする。

- (1) 筑西市自治協力員等設置規則（平成17年市規則第49号）第2条第1項に規定する自治会又はこれに準ずる団体（以下「自治会等」という。）で構成する組織であること。
- (2) 自治会等の地域において、別表に定める防災活動（以下「自主防災活動」という。）を行う組織であること。

(認定)

第3条 前条に規定する認定を受けようとする自治会等（以下「申込者」という。）は、自主防災組織認定申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 自治会等が行う自主防災活動及び自主防災活動に係る担当者の報告書（以下「自主防災活動報告書」という。）
- (2) 前号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申込を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、自主防災組織認定書（様式第2号）を申込者に交付するものとする。

(変更届出)

第4条 自主防災組織は、前条第2項の規定による認定を受けた事項について変更があったときは、その内容を市長に届け出なくてはならない。ただし、世帯数の変更については、この限りでない。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか自主防災組織の認定に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに筑西市自主防災組織活動育成事業費補助金交付要項（平成20年市告示第51号）の規定により補助金の交付を受けた自主防災組織は、この告示による自主防災組織の認定を受けたものとみなす。

別表（第2条関係）

平常時又は災害時の別	防災活動
平常時	(1) 緊急時の連絡体制の整備 (2) 研修会の開催等による防災知識の普及 (3) 各種予報等情報の収集 (4) 定期的な地域の安全パトロール (5) 防災用資機材、消火用資機材、応急手当用資機材及び備蓄食糧その他自主防災組織活動に要する資機材等（以下「防災用資機材等」という。）の整備及び定期的点検並びに管理 (6) 防災用資機材等を活用した年1回以上の定期的防災訓練 (7) 初期消火訓練及び応急手当に関する知識の普及等日常的な防災活動 (8) 地域内の危険物、危険区域、避難路、避難場所、水利等の現状の把握 (9) 地域防災カルテ及び地域防災マップの作成及び配布

	(10) 地域防災カルテ及び地域防災マップの定期的な見直し (11) 要援護者の把握 (12) 災害用井戸の確保 (13) 家庭における非常持出品の準備及び普及 (14) 地方公共団体等が行う防災活動への協力
災害時	(1) 災害情報の収集及び伝達 (2) 防災機関に対する災害状況の通報 (3) 避難勧告等の周知 (4) 初期消火活動 (5) 地震時における出火防止の呼びかけ (6) 負傷者等の救出活動 (7) 応急手当等の救護活動 (8) 安全な避難場所の指示及び誘導 (9) 要援護者の避難及び介助 (10) 炊き出し等の給食活動 (11) 給水活動

様式第 1 号（第 3 条関係）

自主防災組織認定申込書	
年 月 日	
筑西市長 様	
(申込者) 自治会等名	
代表者 住 所	
氏 名 印	
電 話 番 号	
自主防災組織として認定を受けたいので、筑西市自主防災組織認定要綱第 3 条第 1 項の規定により申し込みます。	
組織の名称	
世 帯 数	戸
添 付 書 類	(1) 自主防災活動報告書 (2) その他
備 考	

様式第 2 号（第 3 条関係）

第 号
年 月 日

自主防災組織認定通知書

（申込者）
自治会等名
代 表 者 様

筑西市長 印

年 月 日付けで申込のあった件について、次のとおり認定しましたので、筑西市
自主防災組織認定要綱第 3 条第 2 項の規定により次のとおり通知します。

自主防災組織名	
代 表 者	
世 帯 数	戸
備 考	

様式第 1 号 (第 3 条関係)
様式第 2 号 (第 3 条関係)